



2017年(平成29年)12月 116号

CONTENTS

■ トピックス	
・複雑な厚労省の抜本改革案	1
■ リレー随想	
・グローバルの多様性を活かし、日本に貢献する： マイラン製薬株式会社 代表取締役社長 ランディー・スタインロフ	3
■ 薬事に関するハイレベル(局長級)官民政策対話について	5
■ 第12回薬事規制当局サミット等の結果について	6
■ 委員会活動報告	
・常設委員会活動のご紹介【COP委員会】	9
■ お知らせ	
・11月のイベント参加報告 第27回日本医療薬学会年会	11
・国立医薬品食品衛生研究所移転のご案内	12
■ 知っ得!豆知識「アドヒアランス」	15
■ 活動案内	16
■ 編集後記	17

トピックス



複雑な厚労省の抜本改革案

厚生労働省が11月22日の中医協薬価専門部会に示した薬価制度の抜本改革案は新薬メーカーにとって大きな変革を求めると同時に、後発品メーカーにも戦略の見直しを求める大きな改革案となる。大きく分けて三点がポイントだ。

一点目は後発品の価格帯について後発品収載から12年を経過したものを原則として1価格帯にする提案だ。現在は3価格帯が認められている。

2018年度から実施するとみられ、18年4月時点で12年を経過したもので一番上の価格帯にあったメーカーにとっては薬価が大きく下がるため死活問題となりそうだ。また2年に1回の通常の薬価改定のはざまの中間年改定では、価格乖離の大きな品目が薬価引き下げを受ける。一番上の価格帯と中間の価格帯については、中間年に改定を受けた品目に限ってそれぞれ別の価格帯を形成することが許される。このため中間年は5価格帯となる。

その後通常改定では5価格帯が3価格帯に集約され、また中間年で5価格帯となりを繰り返す。制度が複雑で自社製品の推計に難航し販売戦略をどう組み直すか各社の難航が予想される。

◇AGモデルに変化も

二点目はオーソライズド・ジェネリック(AG)のルール見直しだ。AGのうち内用薬の薬価については、先発医薬品の「5掛け」で収載された後に、後発品で10銘柄超の4掛け収載があった場合は、薬価改定後に低い方の薬価まで引き下げて価格帯を1つに集約する案が提案された。

先発品メーカーからAGを収載する許諾権を譲り受けた別の後発品メーカーが先発メーカーに許諾料を払い続けながらAGを発売するビジネスモデルは薬価引き下げにより成り立たなくなる可能性がある。

◇長期品の見直しの影響も

三点目が長期収載品のルール見直しが後発品に与える影響だ。後発品が参入して10年

が経過した長期品は、後発品の置き換え率が80%以上で後発品の増産体制が整っていれば市場から撤退できるようになる。

後発品は増産体制を整え情報提供能力も充実させ長期品に代わる存在になる必要が出てくる。

また長期品の薬価を後発品が参入して10年目は後発品の2.5倍に引き下げ、12年目に2倍、14年前に1.5倍、16年目に1倍まで下げ、多くの長期品が市場から撤退するよう促す薬価引き下げのルールも導入される。

同時に後発品が参入して10年目で置き換え率が80%未満の長期品、参入して10年目ですでに後発品の2.5倍以下まで薬価が下がっている長期品にはそれぞれ別の薬価引き下げルールが設定されている。

ルールが複雑になり後発品メーカーがどうビジネスモデルを描いていくか苦勞する薬価制度改革になりそうだ。

株式会社じほう 報道局
海老沢 岳



リレー随想

グローバルの多様性を活かし、日本に貢献する

マイラン製薬株式会社
代表取締役社長 ランディー・スタインロフ

今年も様々なドラマを生んだプロ野球シーズンが終了しました。アメリカ出身の私は、ご想像どおりメジャーリーグファンです。昨年は私の故郷、イリノイ州シカゴをホームとするシカゴ・カブスが108年ぶりにワールドシリーズを制するまで、ほぼ毎試合の結果を追っていました。アメリカ国内のファンのみならず、私のように海外に住むファンまで熱狂させてくれましたが、今年は残念ながらナショナルリーグチャンピオンシップシリーズで敗退しました。そして今年のワールドシリーズでは勝敗そのものより話題になった出来事

がありました。ヒューストン・アストロズのユリエスキ・グリエル選手が、ロサンゼルス・ドジャースのダルビッシュ有投手に対して誤解を招くような行為をし、世界中で非難の的となりました。しかし周囲の炎上ぶりとは裏腹に、ダルビッシュ投手のコメントは、「これによって世界の人々がまたひとつ習って、また全世界の人間として、また一歩前に進めたら、結果的にはいいことになるんじゃないかなと思います。」と非常に冷静かつポジティブなもので、これには私たちが学ぶべきところがあると思いました。

マイランは、165の国や地域で製品を販売するグローバル企業です。世界中にいる35,000人の社員は人種も様々で、その顧客もまた然りなので、多様性の尊重は日常的に実践されています。それは性別についても同様です。マイランCEOのヘザー・ブレッシュは製薬業界においてはもちろん、アメリカ全体でも数少ない女性CEOの一人であり、Fortune誌やその「最も影響力のある女性リスト」の常連です。マイラン製薬でも女性管理職の割合が30%以上と、日本政府が2020年までに達成目標として掲げている数値にすでに到達しています。

日本のマイラン社員も国内外で様々な人たちと、日々協働しています。当社では「CCC」、すなわち互いに連携し(connect)、協力し合い(collaborate)、コミュニ



ケーションを強める（communicate）を常に念頭において、業務を行っていますが、特にグローバルにおけるCCCの実行には、当社の公用言語である英語の習得はもちろん、相手の考え方や文化的背景などに対する幅広い理解が必要となります。日本には日本の商習慣があるように、それぞれの国にユニークな商習慣があります。各国で事業を潤滑に行うためには、その国の社員や顧客の文化や習慣を学び、その違いを受け入れなければなりません。それは業務内のことにとどまりません。たとえば海外からの出張者がいる場合、ランチひとつとっても、食習慣や宗教が違えば食べられるものも異なり、メニュー選びに注意しなければなりません。それも手間と思えば面倒ですが、ダルビッシュ投手の言うように新しいことを学ぶ機会だと思えば、一歩先に進め、次にはそれが習慣になります。

業務上の事項のみならず、相手の生活習慣や文化まで理解して仕事をするのは、容易なことではありません。しかしそれが結果的には相手を尊重し、お互いに学び、仕事の効率化につながることは、経験上よく知っています。また当社の最高の資産は人材であり、長期的なビジネスの成長には、国籍に関わらず世界中で優秀な人材を採用・維持することも優先事項の一つと考えています。マイランでは社員全員が、世界70億の人々に高品質な医薬品を届けるという壮大なミッションのもと、多様な同僚たちと協力しながら日々の業務を行っています。マイラン製薬では日本に住む約1億2千7百万の人々のため、今後もグローバル企業としての強みを活かしつつ、日本の商習慣やニーズを十分に理解した上で、日本のジェネリック医薬品業界にさらに貢献していく所存です。

官民政策対話

薬事に関するハイレベル(局長級)官民政策対話について

平成29年1月、薬事規制当局と製薬業界トップが政策対話の場を持つことにより、適時、薬事行政が抱える課題を共有し、施策に反映するため、標記会議体が厚生労働省に設置された。この第2回会合(6月1日開催)についてはJGAニュース111号(本年7月)でも紹介したが、さる11月7日に第3回会合が都内で開催された。同会合は、規制当局は厚労省の医薬・生活衛生局長以下及び医薬品医療機器総合機構(PMDA)の理事長以下の幹部、製薬業界は日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会、米国研究製薬工業協会、欧州製薬団体連合会、日本ジェネリック製薬協会(GE薬協)の会長等を構成員としており、第3回会合にはGE薬協より高田副会長及び理事長等が出席した。

第3回会合においては、新薬関連として10月20日に課長通知が発出された医療用医薬品に係る「条件付き早期承認」、リアルワールドデータの活用に関する議論、及び10月下旬に京都で開催された「薬事規制当局サミット」の報告等が行われた。ジェネリック医薬品に関しては、ジェネリック医薬品のシェア等の最近の状況、8月に本格始動したジェネリック医薬品のCTD申請の状況、審査迅速化のための取り組み、添付文書記載要領の改訂に関する報告等が行われた。

(なお、第3回会合での厚労省資料は、厚労省ホームページに掲載されている。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000183925.html>)

本年6月9日の「経済財政運営と改革の基本方針2017」でジェネリック医薬品の使用割合80%の達成時期が2020年9月とされた。それに向けた増産と安定供給の要請や、ジェネリック医薬品の普及に伴うより高度な情報提供への要請などにこたえることが、われわれの業界の課題となっている。これらの解決のため薬事規制の面からのアプローチが必須であり、この官民政策対話を含め様々なレベルでの規制当局とのコミュニケーションを一層強化していきたいと考えている。

第12回薬事規制当局サミット

第12回薬事規制当局サミット等の結果について

第12回薬事規制当局サミットにおいて、再生医療等製品、リアルワールドデータに対する薬事規制のあり方について議論が行われ、以下について合意されました。

(1) 再生医療等製品に関する国際的な規制調和の推進

(2) リアルワールドデータの活用に関する国際的な意見交換の推進

また、薬剤耐性菌（AMR）対応と偽装医薬品対策についても議論が行われ、それぞれ、各国規制当局における取組と、国際協力の推進が合意されました。

このほか、ICMRA（薬事規制当局国際連携組織）、日本と欧州、英国等の二国間協議等において精力的な議論が行われ、様々な成果が得られました。

平成29年10月24～25日（火～水）に京都で、厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構（PMDA）の主催で、第12回薬事規制当局サミットが開催されました。日本は薬事規制当局サミットを初めて主催し、世界29の国と地域から、各国薬事規制当局の代表を含む延べ86人が参加しました（参加当局リスト：別添）。また、同サミットに続けてICMRA（薬事規制当局国際連携組織）会合が10月25～26日（水～木）に開催されました。

これらの会合に併せて、日本は、9か国・地域と二国間協議を行うとともに、同サミットに参加するアジア各国を招聘したアジアネットワーク会合を初めて開催しました。さらに、10月27日（金）に、同サミットの成果等の発表を行うため、薬事規制当局サミットシンポジウム（公開）を薬事規制当局サミットの関連イベントとして初めて開催し、約1,500人が聴衆として参加しました。

（参考）

・薬事規制当局サミット（Summit of Heads of Medicines Regulatory Agencies）

日、米、欧、中、ブラジルなど23か国・地域を中心とする薬事規制当局の責任者が集まり、医薬品・医療機器規制制度の在り方、審査手続き、市販後調査等の課題を意見交換する。平成18年に発足。

・ICMRA (International Coalition of Medicines Regulatory Authorities, 薬事規制当局国際連携組織)

日、米、欧、中、ブラジルなど 22 カ国・地域を中心とする薬事規制当局の責任者が参加し、国際活動の優先順位や活動の重複による無駄の排除等を議論する。平成 24 年に発足。活動状況をウェブサイトで公表している。(<http://www.icmra.info/>)

別添

第12回薬事規制当局サミット 参加当局

メンバー (20カ国・地域)		
国・地域	当局名略称	当局名
オーストラリア	TGA	医療製品管理局
ブラジル	ANVISA	国家衛生監督庁
カナダ	HC	ヘルスカナダ
中国	CFDA	国家食品薬品监督管理局
EU	EC	欧州委員会
	EMA	欧州医薬品庁
ドイツ	PEI	ポール・エーリッヒ研究所
インド	CDSCO	中央医薬品標準管理機構
アイルランド	HPRA	医療製品規制庁
イタリア	AIFA	イタリア医薬品庁
日本	MHLW	厚生労働省
	PMDA	医薬品医療機器総合機構
韓国	MFDS	食品医薬品安全処
オランダ	MEB	医薬品評価委員会
ニュージーランド	Medsafe	医薬品・医療機器安全局
ロシア	Roszdraznadzor	連邦保健・社会発展省
シンガポール	HSA	保健科学庁
スウェーデン	MPA	医療製品庁
南アフリカ	MCC	医薬品管理審議会
スイス	Swissmedic	スイスメディック
英国	MHRA	医薬品医療製品規制庁
米国	USFDA	米国食品医薬品局

オブザーバー(9カ国・地域)

国・地域	略称	名称
WHO	WHO	世界保健機構
デンマーク	Danish Medicines Agency	デンマーク医薬品庁
ドイツ*	BfArM	連邦医薬品医療機器庁
インドネシア	NA-DFC	国家医薬品食品監督庁
マレーシア	NPRA	国家医薬品規制庁
ミャンマー	FDA Myanmar	ミャンマー食品医薬品庁
フィリピン	FDA Philippines	フィリピン食品医薬品庁
ポーランド	URPL	医薬品・医療機器・殺生剤登録局
サウジアラビア	SFDA	サウジ食品医薬品庁
スペイン	AEMPS	スペイン医薬品・医療機器庁

*ドイツから参加した PEI と BfArM の 2 当局を併せて 1 カ国として計数

※厚生労働省記者発表資料を転載



常設委員会活動のご紹介【COP委員会】



◆COP（コード・オブ・プラクティス）委員会の歴史

COP委員会の前身は、平成7年4月日本ジェネリック製薬協会（GE薬協）の前身である医薬工業協議会（医薬協）における「医療用医薬品プロモーションコード」の制定を機に設置されたプロモーションコード委員会です。

平成24年国際製薬団体連合会（IFPMA）が「医薬品マーケティングコード」に代えて「コード・オブ・プラクティス」を策定したことに伴い、日本製薬工業協会（JPMA）も「コード・オブ・プラクティス」を策定したことを受け、GE薬協も平成26年4月より「GE薬協コード・オブ・プラクティス」を作成・施行し、同時にプロモーションコード委員会はCOP委員会に名称変更し、現在に至っています。

◆常設委員会への移行

プロモーションコード委員会では会員企業の医薬情報担当者の行動を含め、プロモーションに関する「広告作成ルール」の周知徹底等を行っていましたが、それに加えてプロモーションコードを含んだ「コード・オブ・プラクティス」は、製薬会社の役員・従業員、及び医療関係者や卸、患者団体等の関係も対象とされたことにより、本年（平成29年）4月より常設委員会に移行しました。

◆運営体制及び役割

初年度の当委員会は16社16名の登録があり、隔月で正副委員長会議、全体委員会を開催し諸活動を行っています。

平成22年にプロモーションコード委員会では「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を策定し、会員企業の平成25年度分の医療機関への資金提供について、平成26年度から公開（JPMAは平成24年度分を25年から公表）しています。当委員会では各社の開示状況についても調査し、開示が遅れている企業へのサポート等を行っています。

また、プロモーションコード違反事案の対応だけでなく、「コード・オブ・プラクティス」や「広告作成ルール」、「医療用医薬品公正競争規約」などジェネリックメーカーを

取り巻くさまざまなルール等を会員会社へ周知徹底・浸透を図っています。

◆自主行動基準

GE 薬協ホームページにおいて「GE 薬協 コード・オブ・プラクティス」及び「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を公開しており、各社がこれを基にコードを作成し運用しています。

また、本年度は JPMA が「コード・オブ・プラクティス」の一部見直しを行ったため、来年度は「GE 薬協 コード・オブ・プラクティス」の改訂を行う予定です。

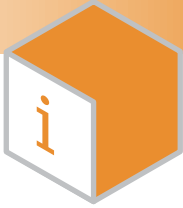
◆教育・研修

会員会社の COP 担当者、広告作成担当者等を対象として、年 1 回 COP 研修会を開催しています。本年度は来年 2 月に JPMA 製品情報概要審査会の委員の方から「広告作成ルール」について説明を頂く予定です。また「医療用医薬品公正競争規約」についても違反事例などを紹介し、規約違反の未然防止、規約の遵守・徹底を行います。

◆今後の活動方針

「GE 薬協 コード・オブ・プラクティス」の改訂を行います。また近年、厚生労働省の広告監視モニター制度導入による医療用医薬品広告は、一段と厳格な審査が求められていることから、更なる「広告作成ルール」の周知を図り、同時に医療用医薬品公正競争規約の遵守・徹底、規約違反の未然防止にも努めていきたいと思えます。そのためには必要に応じて研修会の企画や会員各社への情報共有化などを積極的に進めていきたいと考えています。

以上



お知らせ

11月のイベント参加報告

第27回日本医療薬学会年会

【薬剤師向け／展示】

開催日：平成29年11月3日(金・祝)～5日(日)

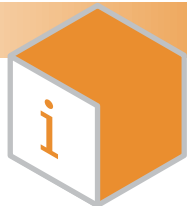
会場：幕張メッセ、アパホテル&リゾート東京ベイ幕張、
ホテルニューオータニ幕張

趣旨：チーム医療という医療形態の中で、薬剤師に必要とされている薬物療法に対する専門性、病診・薬連携による地域医療、在宅医療の充実への貢献等は、将来の医療形態を考える上でも極めて大切な事柄であり、その行為を遂行しさらに質を高めていく上で、医療薬学は基盤となっていくべき唯一の学問分野であるとされています。第27回年会は、「医療薬学が切り拓く薬剤師力の深化・醸成～医療人としてより輝くために～」をテーマに、医療薬学という学問をより発展させるべく大いに議論できる場とすることを目的とし開催され、約9,300名の方が参加されました。

当協会は、ジェネリック医薬品の啓発資料のご案内、ジェネリック医薬品情報提供システムのご紹介、当協会の取り組みなどを説明する展示を行い、203名の方にお立ち寄りいただきました。



お知らせ



国立医薬品食品衛生研究所移転のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび新庁舎完成に伴い、下記のとおり移転する運びとなりましたので、お知らせ申し上げます。

移転にあたりましては、部門毎に順次移転を行っており、平成30年1月末に移転が完了する予定です。移転期間中は何かとご不便をお掛け致しますがよろしくお願い申し上げます。

移転先は、ライフサイエンス関連の最先端企業や研究機関が集結した殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」であり、当所が目指すレギュラトリーサイエンスの更なる推進に貢献できるよう誠意をもって努力する所存でございますので、今後とも一層のご支援ご指導のほどお願い申し上げます。

先ずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

敬具

平成29年10月吉日

国立医薬品食品衛生研究所
所長 川西 徹

記

新住所 〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

電話番号 044-270-6600 (新代表電話)

※平成30年1月末までの間は、これまでの代表電話番号(03-3700-1141)による旧内線番号呼び出し、又はこれまでのダイヤルイン番号でも新庁舎に自動転送されます。

移転時期 平成30年1月末までに順次移転



★川崎駅からのアクセス

<電車>

京急川崎駅から京急大師線で「小島新田」駅下車徒歩15分

<バス>

- ①川崎駅前(東口バスターミナル16番のりば) 臨港バス「浮島バスターミナル」行き(川03系統)
「キングスカイフロント入口」下車すぐ
- ②川崎駅前(東口バスターミナル20番のりば) 臨港バス「浮島橋」行き(急行・快速)
「キングスカイフロント入口」下車すぐ
- ③川崎駅前(東口バスターミナル20番のりば) 臨港バス「キングスカイフロント東」行き(川02系統)
「キングスカイフロント西」下車すぐ

<タクシー>

JR川崎駅(東口・西口) タクシーのりばから約30分

【移転済み部門】

- | | | |
|---------|----------|---------|
| ○所長 | ○副所長 | ○企画調整主幹 |
| ○総務部 | ○生物薬品部 | ○食品部 |
| ○食品添加物部 | ○食品衛生管理部 | ○衛生微生物部 |
| ○生化学部 | ○病理部 | |

【今後移転予定部門】 ※具体的な移転時期等につきましては、順次ホームページにてご案内致します。**①平成29年11月中に移転予定の部門**

- 再生・細胞医療製品部
- 医療機器部
- 有機化学部
- 毒性部
- 薬理部

②平成29年12月中に移転予定の部門

- 安全性生物試験研究センター長
- 遺伝子医薬部
- 生活衛生化学部
- 安全情報部
- 医薬安全科学部
- 変異遺伝部
- 安全性予測評価部

③平成30年1月中に移転予定の部門

- 薬品部
- 生薬部



アドヒアランス

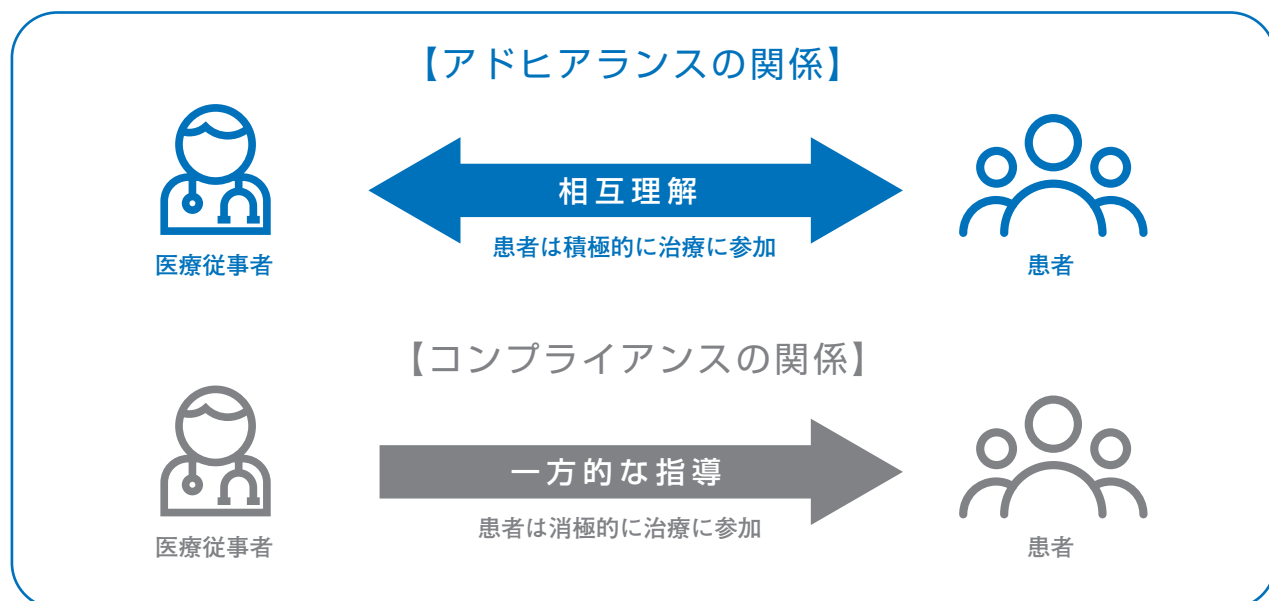
「アドヒアランス(adherence)」とは、「固守」、「執着」という意味の名詞です。医療現場では「患者が治療方針の決定に賛同し積極的に治療を受ける」ことを意味します。

同じ様な意味を持つ単語として「コンプライアンス(compliance)」があります。コンプライアンスは「従順」、「服従」という意味の名詞です。医療現場では「患者が医療従事者の指示通り治療を受ける」ことを意味します。

アドヒアランスとコンプライアンスのどちらも「治療を受ける」という行為においては同じですが、決定的な違いは、「治療を受ける」という行為に対し患者の意思が関わっているかどうかという点です。

コンプライアンスは医療従事者から患者への一方的な指導関係であるのに対し、アドヒアランスは医療従事者と患者の相互理解を基にした関係です。

患者自身が積極的に参加し、その決定に沿って治療を受けることで、患者が自身の病気を理解し、治療に対しても主体的に関わることになり、より高い治療効果が期待できます。そのため近年ではコンプライアンスという概念よりも、アドヒアランスという考え方が重視されてきています。





活動案内

(平成29年 11月28日現在)

〈日誌〉

11月 6日	総務委員会広報部会ニュース・原稿グループ会議	日本ジェネリック製薬協会会議室
11月 7日	総務委員会総務部会	〃
11月 10日	薬価委員会(幹事会)	〃
11月 10日	くすり相談委員会	金沢勤労者プラザ
11月 14日	倫理委員会	日本ジェネリック製薬協会会議室
11月 16日	常任理事会・理事会	〃
11月 20日	総務委員会広報部会イベント・講演グループ会議	〃
11月 21日	総務委員会広報部会コミュニケーション広報戦略グループ会議	〃
11月 22日	薬制委員会(幹事会)	〃
11月 22日	薬制委員会全体会議	東京八重洲ホール会議室
11月 24日	環境委員会	日本ジェネリック製薬協会会議室
11月 27日	総務委員会広報部会(幹事会)	〃
11月 28日	安全性委員会(幹事会)	メルパルク大阪
11月 29日	薬事関連委員連絡会	東京八重洲ホール会議室
11月 30日	信頼性向上プロジェクト(MR 教育研修検討チーム)	日本ジェネリック製薬協会会議室
11月 30日	C O P 委員会	〃

〈今月の予定〉

12月 1日	総務委員会総務部会	日本ジェネリック製薬協会会議室
12月 1日	知的財産研究委員会	富山県民会館会議室
12月 4日	薬価委員会(幹事会)	日本ジェネリック製薬協会会議室
12月 5日	総務委員会広報部会ニュース・原稿グループ会議	〃
12月 11日	総務委員会広報部会イベント・講演グループ会議	日本ジェネリック製薬協会会議室
12月 14日	信頼性向上プロジェクト(文献調査検討会)	〃
12月 15日	流通適正化委員会	東京八重洲ホール会議室
12月 19日	総務委員会広報部会コミュニケーション広報戦略グループ会議	日本ジェネリック製薬協会会議室
12月 20日	薬制委員会(幹事会)	〃
12月 20日	総務委員会政策部会	東京八重洲ホール会議室
12月 20日	薬価委員会運営委員会	〃
12月 21日	理事会	ベルサール八重洲会議室
12月 21日	安全性委員会(幹事会)	東京八重洲ホール会議室
12月 22日	薬事関連委員連絡会	〃
12月 22日	信頼性向上プロジェクト常任委員会	〃

☆年末年始の休みについて

下記のとおり、事務所を閉所いたしますのでご協力のほどお願い申し上げます。

平成29年12月29日(金)～平成30年1月3日(水)

※H29.12.28 及び H30.1.4 は平常通りです。

なお、12月8日(金)は協会設立記念日となります為、事務局は終日お休みとなり通常業務は行っておりませんことをお知らせ申し上げます。



編集後記

早いもので 2017 年も終わりを迎えようとしている。今年も様々な事が起こった。製造業に係る者として、鉄鋼大手企業による製品データ改竄、自動車大手企業による無資格従業員による検査が日常的に、そして組織的に実施されていたことに大きなショックを受けた。

日本の高度成長期を支えたであろう高品質の証である「メイド・イン・ジャパン」に傷が付いたことは間違いない。

不祥事を起こす原因の一つとして、価格競争が挙げられるだろう。国内外における競争激化の中で、大手企業のみならず中小企業においても、コスト削減が強いられ、製品の品質管理・品質保証に十分な人員や時間を充てることが出来なかったことが不正に繋がっている気がする。もちろん、これだけが原因では無く、その他の原因があるにせよ、今一度、我々も過去を振り返り、修正すべき内容は修正するなど、襟を正すことも必要ではないだろうか？

(K.H)

■ 編 集

日本ジェネリック製薬協会
総務委員会広報部会

■ 発 行

日本ジェネリック製薬協会
〒103-0023 東京都中央区 日本橋本町 3-3-4 日本橋本町ビル 7F
TEL: 03-3279-1890 / FAX: 03-3241-2978
URL: www.jga.gr.jp